

北谷町宿泊税クイックガイド

北谷町宿泊税HP ⇒



STEP1

【準備】特別徴収義務者の登録申請

初回のみ

申請書類

宿泊税特別徴収義務者申請書（第2号様式）＋ 各種添付書類

⇒北谷町税務課へ郵送（申請様式はホームページ掲載あり）

手引き参照先

- ・登録の申請（P16）
- ・申請書記入方法（P31）

証票の掲示

登録後に『証票』が交付されますので、フロント等の見やすい場所に掲示してください。

STEP2

【宿泊税の徴収と帳簿による管理】

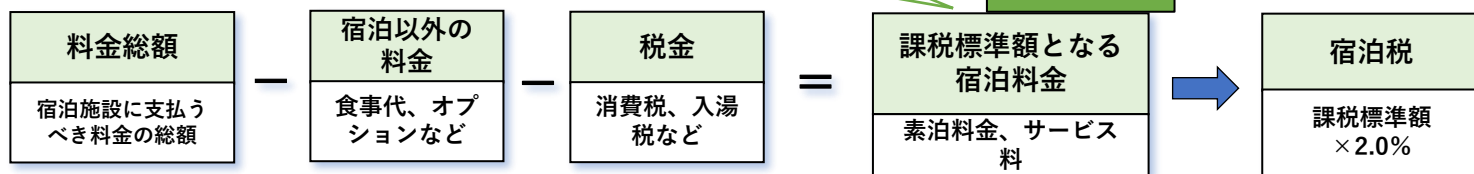
毎日

令和9年2月1日の宿泊分より、宿泊料金に応じた宿泊税の徴収をお願いします。

課税標準額となる宿泊料金の算出方法

1,000円未満切捨！

ここが基準！
（課税標準）



宿泊税

1人1泊当たりの宿泊料金に定率2%課税

（例）素泊まり料金（1人1泊当たり）9,800円の場合、9,000円 × 2.0% = 税額180円

領収書

宿泊税の名称と税額を表示するようお願いします。

手引き参照先

- ・税額（P6）
- ・課税免除（P10）
- ・帳簿等の記載・保存（P24）

課税免除

宿泊者から学校長等の証明書（及び主催団体の通知書）の提出があれば課税免除となります。

帳簿等の 備付け義務

宿泊税額を適正に把握するため、特別徴収義務者には帳簿の備え付けと記載・保存義務があります。（5年保存）

STEP3

【宿泊税の申告納入】

毎月（特例で3月に1回）

各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日までに北谷町へ申告納入をお願いします。
※3か月分を1回（年4回）とする特例制度があります。（要申請）

申告書類

宿泊税納入申告書（第11号様式）＋ 宿泊税月計表

申告方法

①eLTAX ②郵便・信書便 ③北谷町税務課窓口のいずれか

納入方法

①納入書（指定金融機関・北谷町役場内金融機関）②eLTAXのいずれか

手引き参照先

- ・申告納入（P19）
- ・eLTAX（P29）
- ・納入申告書記入方法（P41）
- ・宿泊税月計表（P43）

※税額0円の場合でも申告書等の提出は必須です。申告書は施設ごとに作成してください。

よくあるご質問(FAQ)



↑
FAQ

Q：宿泊税条例の施行前から予約していたものについても、宿泊税は課税されますか？

施行前よりも前に予約を行っていた場合でも、宿泊日が施行日以降であれば、宿泊税が課税されます。

Q：1室当たりの宿泊料金を設定しており、1人当たりの宿泊料金を設定していない場合の宿泊料金の算出方法を教えてください。

1室を単位として料金が設定されているなど1人当たりの宿泊料金が不明な場合は、1室1人当たりの宿泊料金の総額を宿泊人数で除した額を1人当たりの宿泊料金とします。

Q：カード会社、旅行会社やOTAのポイントを利用して割引価格や無料で宿泊する場合、宿泊料金の考え方はどうなりますか。

カード会社、旅行会社やOTAが旅行者にポイントを付与して、これによる割引を行う場合においては、割引前の金額を宿泊料金とします。

Q：連泊の場合は、宿泊数に応じて宿泊税が課税されるのですか。

宿泊税は、宿泊数に応じて課税されます。したがって、連泊された場合は、連泊した宿泊数及び宿泊料金に応じた宿泊税が課税されます。

Q：月をまたぐ連泊の場合は、連泊の初日に宿泊数をまとめて集計してもよいですか

宿泊料を徴収した日ではなく、宿泊行為があった日が属する月に計上していただきますので、月をまたぐ連泊の場合は、例えば4月30日分を4月分に、5月1日分を5月分に、というように分けて計上してください。

Q：企画旅行における宿泊料金の考え方はどうなりますか。

企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの宿泊料金となります。

Q：旅行会社や宿泊予約サイトなどを通じた予約の場合、宿泊税はどのように徴収すればよいですか。

旅行会社等と宿泊施設の取り決めによって徴収しやすい方法を定めていただいて差し支えありません。



こんな時どうする・・・

内容	提出書類	手引き
登録内容の変更をしたい	宿泊税特別徴収義務者異動届出書	P18、35、36
施設の休止・再開・廃止をしたい	宿泊施設経営休止・再開・廃止届出書	P18、37、38
証票を紛失した	宿泊税特別徴収義務者証再交付申請書	P16、39、40
申告納入の特例を受けたい	宿泊税納入申告書の提出期限等の特例承認申請書	P19、20、46、47
宿泊税を天災等で徴収不能となった場合	徴収不能額等の還付又は納入義務の免除申請書	P23、48、49
誤って多く申告した	宿泊税更正請求書	P23、50、51

申請様式は、町ホームページに掲載しています。